

【 職長・安全衛生責任者教育】

＜ 実 施 要 領 ＞

(一社)秋田県労働基準協会

1. 受講対象者

労働安全衛生法第60条により、製造業、建設業等の一定の業種において、名称はともかく、「作業中の労働者を直接指導又は監督する者(職長)」に、新任の職長に職長として職務を果すために必要な能力を付与するものとして「職長教育」(安規則第40条)を受けることが義務付けられています。

また、建設業には、安全衛生責任者の選任(労働安全衛生法第16条)が義務付けられていることから、この教育を受ける必要があります。このため、建設業では、職長教育と安全衛生責任者教育の双方の教育を受講する必要があります(「職長・安全衛生責任者教育」)。

(1) 製造業 「職長・現場監督者教育」(12時間)

(2) 建設業

① 「職長・安全衛生責任者教育」(14時間)

※過去に「職長教育」を受講した方は、受講した教育科目が一部不足していることから、下記の講習を受講することで修了者となります。(受講科目が一部免除されます。)

●平成18年3月以前に「職長教育」を修了した者

② 安全衛生責任者教育 A (6時間)

●平成18年4月以降に「職長教育」を修了した者

③ 安全衛生責任者教育 B (2時間)

※ A、Bと分けていますが修了証は、いずれも「職長・安全衛生責任者教育 修了証」となります。

※ お申し込みの際は、上記(1)・①・②・③のうちから選択して下さい。

2. 日時及び会場

[日 時] 令和5年12月7日(木) ～ 12月8日(金)

1日目: 8時50分～16時50分

会場: 協働大町ビル

(8時40分から開講オリエンテーションを行います。)(所在地: 秋田市大町3丁目2-44)

2日目: 8時40分～17時30分

3. 講習科目

(1) 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること(2H)

(2) 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること(2.5H)

(3) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること(4H)

(4) 異常時等における措置に関すること(1.5H)

(5) その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること(2H)

(6) 安全衛生責任者の職務等(1H)

(7) 統括安全衛生管理の進め方(1H)

※製造業の「職長・安全衛生責任者教育」受講者は、(6),(7)は受講しません。

4. 講習科目の受講の一部免除

下記に該当する方は、当該科目の受講が免除となります。

受講の免除を受けることができる者		免除される科目	講習時間
安全衛生責任者教育A	平成18年3月以前に「職長教育」を修了した者	講習科目(2)、(4)、(5)	6時間
安全衛生責任者教育B	平成18年4月以降に「職長教育」を修了した者	講習科目(1)～(5)	2時間

※受講申込書に「職長教育修了証」の写しを添付して下さい。

5. 定員 80名 (定員になり次第締切ります)

6. 受講料・テキスト代(消費税込み)

●(製造業)	(1)職長・現場監督者教育	
	会員	非会員
受講料(税込み)	13,638円	19,138円
テキスト代(税込み)	880円	880円
合計(税込み)	14,518円	20,018円

●(建設業)	職長・安全衛生責任者教育					
	①職長・安全衛生責任者教育		②安全衛生責任者教育A		③安全衛生責任者教育B	
	会員	非会員	会員	非会員	会員	非会員
受講料(税込み)	14,076円	19,576円	6,078円	7,800円	2,840円	3,634円
テキスト代(税込み)	1,650円	1,650円	1,650円	1,650円	1,650円	1,650円
合計(税込み)	15,726円	21,226円	7,728円	9,450円	4,490円	5,284円

※テキスト代は変更となる場合があります。

8. 受講申込方法

- (1) 「受講申込書」に所要事項を記載し、申し込み前6ヶ月以内に撮影した証明写真1枚(背景がないものを貼付のうえ、郵送、メールまたは持参により申し込みください。
- (2) 受講者には講習日の約1ヶ月前より受講票及び関係資料を送付します。
(※受講料の請求書が必要な方には、請求書を同封します。申込書に希望の有無欄あり。)
- (3) 受講申込締切日及び受講料納入期限は **令和5年11月30日(木)** とします。
- (4) 受講申込締切日以降のキャンセルの場合は、原則として受講料の返還はいたしません。
- (5) 不明な点等につきましては、下記の「申込先」へ問い合わせください

●【申込先】 〒010-0921 秋田市大町3丁目2-44
一般社団法人 秋田県労働基準協会
TEL 018-862-3362 ・ FAX 018-862-3729

●【振込先】 秋田銀行 大町支店 (普) 967575
一般社団法人 秋田県労働基準協会
専務理事 町田 良則 (マチダ ヨシノリ)
※振込は関係資料の送付後に行ってくださいようお願いいたします。

以上

